

## 役員報酬及び退職金に関する規則

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）は、定款第 18 条第 3 号及び第 34 条の規定に基づき、本会の役員報酬及び退職金に関する事項について、次のように定める。

（定義等）

第 1 条 この規則において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第 28 条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会に勤務する専務理事のことをいう。
- (3) 報酬とは、本会が役員に対して支払う業務の対価（定款第 34 条第 2 項に定める費用弁済を除く。）のことをいう。

（報酬）

第 2 条 常勤役員及び非会員である理事に対しては、理事の年間報酬合計 2 千万円の範囲内で報酬を支払うものとする。また、非会員である監事に対しては、監事の年間報酬合計 2 百万円の範囲内で報酬を支払うものとする。

- 2 前項以外の理事及び監事は無報酬とする。
- 3 常勤役員の役員報酬は年棒とし、月額俸給及び賞与により構成する。なお、報酬額については人事院勧告による国家公務員本省局長職を参考として、前々項の理事の年間報酬合計の範囲内で理事会の議決により定める。
- 4 非会員である理事の役員報酬は、日当とし、第一項の理事の年間報酬合計の範囲内で理事会の議決により定める。
- 5 監事（非会員）の報酬の額は、日当とし、第一項の監事の年間報酬合計の範囲内で監事間の議決により定める。
- 6 役員報酬を支給する常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

（退職金）

第 3 条 常勤役員が退職する場合には、次の計算方法により退職金を支給するものとする。

月額俸給 × 12.5 / 100 × 在職期間（月数）

- 2 前項以外の理事及び監事には退職金を支給しないものとする。
- 3 前々項の支給額の計算にあたって、常勤役員の在任期間のうち 72 ヶ月を超える期間については、退職金支給対象の期間に含めないものとする。

(公 表)

第4条 この規則に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めによりこれを公表する。

(準 用)

第5条 役員報酬等の支払方法等については、事務局職員給与規程の定めを準用する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、総会の議を経て行うものとする。

(委 任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。